

事務連絡  
令和5年9月6日

地方職員共済組合  
（地方共済事務局扱い）  
東京都職員共済組合  
指定都市職員共済組合

御中

総務省自治行政局公務員部福利課

組合員及び被扶養者のマイナンバーカードの健康保険証利用の促進に関する  
周知広報の協力依頼について（依頼）

厚生労働省から「マイナ保険証の利用促進に関する周知広報の協力依頼について」（令和5年9月4日付け事務連絡）が発出され、「まずは共済組合員である公務員の皆様に、マイナ保険証のメリットを実感していただく必要があり、率先してマイナ保険証の利用の促進を図っていく必要がある」として、そのための周知広報の依頼がありました。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、オンライン資格確認にとどまらず、診療や医薬品の処方等の情報を活用することで質の高い医療の提供にも資するものであり、今後、医療機関を受診するに際して、より一層の利用促進を図り、その効果を浸透していくことが求められています。

各共済組合におかれては、組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）に、マイナンバーカードの健康保険証利用のメリットを実感していただくとともに、来年秋の健康保険証の廃止に向け円滑な移行を図る観点からも、医療機関を受診する際に、マイナンバーカードを健康保険証として利用していただけるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用に関する周知広報を積極的に組合員等に対して行っていただきますようお願いいたします。

つきましては、各共済組合の広報誌やHPでの周知のほか、組合員の資格取得時や特定保健指導の案内時など様々な機会に、別添のチラシ等を活用した周知広報の取組を行っていただきますようお願いいたします。

地方公務員共済組合におかれては、上記について御理解いただき、御協力いただきますようお願いいたします。

事務連絡  
令和5年9月4日

各府省庁共済組合所管担当局長 殿

厚生労働省保険局長

### マイナ保険証の利用促進に関する周知広報の協力依頼について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認は、医療 DX の基盤であり、医療現場においてマイナンバーカードによる受診が定着することは、電子処方箋、電子カルテ情報、予防接種、公費負担医療等、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」の構築を推進することの端緒となるものです。

また、マイナ保険証は、オンライン資格確認にとどまらず、診療や医薬品の処方等の情報を活用することで質の高い医療の提供にも資するものであり、今後、一層の利用促進を図り、その効果を浸透していく必要があることから、普及だけでなく、利用登録していただき、医療機関において、マイナ保険証を利用してもらうことが重要と考えています。

このため、まずは共済組合員である公務員の皆様に、マイナ保険証のメリットを実感していただく必要があり、率先してマイナ保険証の利用の促進を図っていく必要があるため、各共済組合からも、マイナ保険証の利用に関する広報を積極的に組合員に対して行っていただきたいと考えております。

つきましては、各共済組合を所管される各省庁におかれては、各共済組合に対して、チラシを活用した周知広報の取り組みを行っていただきますよう、働きかけをお願いいたします。

その際には、別添のチラシ等を活用し、「限度額適用認定証」がなくても限度額を超える支払いが免除される等のマイナ保険証のメリットもあわせてご紹介ください。

また、共済組合が行う保健指導等の際にも、マイナ保険証で受診することのメリットを周知いただくようご検討をお願いいたします。

なお、今後、各共済組合におけるマイナ保険証の利用登録や利用件数の実績を配布し、各共済組合の取組に資するよう、利用状況の見える化を図ることを検討しております。各共済組合の所管省庁におかれましては、今後の取り組みの参考としていただきますよう、お願いいたします。